

告 示

埼玉県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキふじみ野店

埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番四十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 混雑が予想される場合は、交通整理員を配置してください。
- (2) 商品搬入車輛、搬入作業や駐車場内の騒音及び室外機等の騒音などに関し十分配慮するとともに近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。
- (3) 夜間の店舗ネオン看板等から発光される光が、店舗敷地に近接する住宅等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分配慮するなど光害対策をしてください。また、近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。
- (4) 地元商工会及び商店会への加盟を御検討ください。

二 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター